

## 市民社会と法律

### 1. 市民の法である「民法」の世界

～法的思考（リーガル・マインド）を身につけよう＊

・・・法的思考とは、要するに、法的な問題に直面したときに、それを法的に解決する過程でいとなまれる精神活動である。その意味で、法的思考は、広い意味での問題解決の一種にほかならない。この問題解決については、一般に、①問題の分析と理解、②解決方法の探索、③その操作と試行的適用、④その結果の吟味による解決方法の選択・決定というプロセスをふむことが指摘されている。これを法的思考に即して言いかえるならば、①「問題を法的に分析する段階」、②「問題解決のための法規範を探索する段階」、③「探索した法規範を解決し適用する段階」、④「その結果を吟味し、決定を行う段階」ということになるだろう。・・・法的思考は、通常の問題解決と違うのは、・・・問題の解決策を発見しただけで終わらないという点である。さらに続けて、それを法的に正当化する必要がある。つまり、⑤として「決定を法的に正当化する段階」が付け加わるわけである。（山本敬三「法的思考の構造と特質—自己理解の現況と課題」『岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法』（1997年、岩波書店）231頁—268頁（引用部分は、256頁—257頁）。

### 2. 民法制度の基礎理論（教・1～30頁）

－1 六法全書だけですべての法律問題が解決されるのか？

**設例1**：バイトに行こうと下宿を出たところ、センターラインをオーバーして走行してきたY運転の車にXはねられ、めがねをかけていたXは、破損したメガネのガラスが原因で失明してしまい、その後、辛い日々を送ることに耐え兼ね鬱状態が続き、ついには自らの命を絶つ、という選択をしてしまった。

このような場合、YはXに対してどのような責任が発生するのだろうか？

民法の条文を根拠に考えてみよう

誰が責任を負うのか、その根拠は・・・§709条とは  
損害賠償はいくら払う必要があるのか・・・§722条2項

**設例2**：大街道にあるスナック玲子のチーママXにぞっこんの客Yは、ママの気を引こうとして「君がママになる店を出す資金を出すよ」と持ちかけた。その後、二人の関係が深くなったが、いっこうにYはXに資金を出してはくれない。そこでXは、Yに「資金をだしてくれるっていったじ

やないの」と請求したが、Yは「そうだっけ?」ととぼけている。そこで、Xは、松山地方裁判所に「出店の資金をくれるって約束違反だ」とする訴えを提起した。このような場合、XのYに対する請求は認められるのだろうか?

民法の条文だけを根拠に妥当な結論を導くことができるのか?

XとYとの約束は・・・贈与契約? §550 条

保護される権利・義務とは

### 3 判例や学説の役割

**判例**・・・裁判所という国家機関の示した解釈（同種・同類の事案に対して繰り返し用いられる意味で規範としての性格も持つ）

**学説**・・・学者という私人の見解であるが、法システム全体を成り立たせ、さらに発展させていく、という重要な役割を果たすもの。判例を批判し、あるべき解釈・補充をする。たとえば、判例に表されていない問題を指摘し、その解決についての提案をする、といったことによって法発展の一翼を担う。

設例3：松山市文京町の更地、時価1億円余りの土地をYから購入したのがXである。売買代金は、いまだ未払いの状態である。ところが、Yは、その後、Cにも1億5000万円で本件同一土地を売却し、代金も支払っている。そこで、Xは、Cに「この土地は、私が先に契約したのだから、私のものだ」と主張する。しかし、Cは、「私は、代金を支払ったのだ、私のものに決まっている」と主張している。この土地は、いったい誰のものなのだろうか?

条文 (§176 条、§555 条) と判例・学説について・・・法律学の「こたえ」と法的思考について

### 4 「権利」の主人公はだれ～自然人の意思能力と行為能力

設例4：Aは、いつものように朝会社に出勤するため、いつも通る踏み切りを渡っていたところ、名鉄電鉄に衝突されて死亡してしまった。当時、Aは挙式をしたもののいまだ婚姻届を提出していないX1がおり、そのお腹にはAの子を懐胎していた。この事故後、名鉄電鉄との話し合いにはAの親族であるBがのぞみ、名鉄電鉄から500万円の交付を受けた。その際、「以後、いかなる訴えも起こさない」旨の特約も交わした。X1はその子X2を出産後、Yに対してあらためて損害賠償請求をを起こした。

この事例を読み、問題点を洗い出してみてください。そして、民法において権利の主人公となるための要件について考えてみてください。

〔参考文献〕 教・32頁以下、山本・30頁以下、判例マニュアル・32頁以下